

「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業(補助金)」に係る
補助事業者(執行団体)公募要領

令和6年 12 月 23 日
観光庁観光資源課・国際観光課

**※本公募は、コンテンツ造成等の支援を受ける事業者(間接補助事業者)を公募するものではありません
ので、ご注意ください。**

観光庁では、「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業(補助金)」を実施する補助事業者(執行団体)を公募します。

本公募に申請する方、採択されて補助金の交付を受ける方は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)(以下「補助金適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)のほか、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)をよくご理解の上、本公募への申請及び補助金交付申請に係る全ての手続を適正に行っていただくようお願いします。

記

◇公募期間

令和6年 12 月 23 日(月)～令和7年1月 14 日(火)12 時 [必着]

◇本事業の問い合わせ先

観光庁国際観光課

「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業(補助金)」担当

E-mail: hqt-premium-tour@gxb.mlit.go.jp

電 話: 03-5253-8923

(10:00～18:00/土休日及び年末年始を除く)

※本公募要領をよくご確認いただいた上で、ご不明な点があればお問合せください。

※本事業の実施に際しては、別途公募する「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業に係る調査業務」の受託事業者と協力・連携等をしていただく必要があります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

2024 年の訪日市場は為替の後押し等もあり、過去最高の 3,500 万人・8 兆円の達成も視野に入りますが、他方、政府目標である 2030 年 6,000 万人・15 兆円の達成のためには未だ道半ばであり、一人あたりの消費額も 2 万円以上の更なる積み増しが必要であるなど、観光消費額の向上に向けては、一層の取組強化が必要です。

本事業は、より効果的に観光消費を拡大し、地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の我が国が誇る地域の観光資源を活用し、特別な体験として提供するためのコンテンツ造成や販路開拓、情報発信などの一貫した支援を行うものです。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

本事業は、自然、文化、食、スポーツ等の分野での特別な体験コンテンツ・ツアー等の創出を図る取組を実施する間接補助事業者を対象として、補助金の交付、支援等を行うものであり、以下の業務を想定しています。具体的な内容については、観光庁と詳細を協議することとします。

〈具体的な業務内容〉

(1) 事前説明会に係る業務

間接補助事業への応募を検討している者を対象として、事前説明会等を開催する業務を行います。

(2) 補助金交付に係る業務

間接補助事業者に対して、交付申請の受付・交付決定など補助金交付に係る業務を行います。

(3) 間接補助事業者の選定に係る業務

有識者委員会の運営など間接補助事業者の選定に係る業務を行います。

(4) 間接補助事業者が実施する事業の管理・監督に係る業務

間接補助事業者が実施する事業について、適切な管理・指導を行います。

(5) 間接補助事業者が実施する事業の総合的な支援に係る業務

本事業の目的を達成するため、間接補助事業者に対して、体験コンテンツ・ツアー等の造成から海外販路開拓まで一貫した支援を行います。また、事務局にエリア担当を設け、各地方を管轄する運輸局と連

携を図った上で、支援を行います。

〈支援内容例〉

- ①事業計画の作成支援
- ②事業実施にあたっての助言
- ③販路開拓支援

例) インバウンド向けコンテンツ造成と販売に関する実績が豊富なランドオペレーターや DMC (Destination Managing Company) 等の活用、商品造成・販売で連携可能な旅行業者と間接補助事業者のマッチング支援、商談会への出展支援等

- ④間接補助事業者に向けた研修等の実施
- ⑤間接補助事業者間の相互学習を促す仕組み作り

(6)事業成果の取りまとめに係る業務

報告書の作成等、事業成果の取りまとめに係る業務を行います。

1-4. 事業期間

交付決定日～令和7年3月31日

※ 予算の繰越しを財務省に申請中であり、承認された場合は事業期間を令和8年3月31日までに変更する予定。

【2. 応募・補助金交付の条件】

2-1. 応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、能力、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。なお、過去の観光庁の事業において、情報漏洩を含む情報管理上の不適切な事案を発生させた者は、その際に講じた再発防止対策の遵守を徹底できること。
- ⑥ 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- ⑦ 応募事業者等の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- ⑧ 法令順守上の問題を抱えていないこと。
- ⑨ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

2-2. 採択予定件数 1件

2-3. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、具体的には以下のとおりです。

補助対象事業者	補助対象経費	補助率・補助上限額等
地方公共団体、DMO、民間事業者等	(1)間接補助事業に要する経費 文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体験コンテンツ・ツアー等の創出を図る取組に要する経費の一部を助成	(1)間接補助事業に要する経費 1,000 万円定額に加え、1,000 万円から 8,000 万円まで補助率 1/2(最低事業費 1,500 万円(最低自己負担額 250 万円))
民間事業者等	(2)事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費(通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの)	(2)事務経費 事務経費は、事業費総額(交付決定時)の1割以内とすること。

2-4. 補助対象経費からの消費税額の除外

煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

※ 消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更等により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意してください。

2-5. 補助率・補助額

補助率 : 定額

補助上限額: 1,900,000 千円

※ 事務経費は、事業費総額(交付決定時)の1割以内とすることとします。

※ なお、最終的な交付決定額については、観光庁と調整した上で決定することとします。

【3. 手続】

3-1. 公募期間

令和6年 12 月 23 日(月)～令和7年1月 14 日(火)12 時

3-2. 応募書類

- ・申請書(別添様式) : 1部
- ・提案書(様式自由) : 1部

※ 応募書類に記載された情報については、業務遂行のためにのみに利用します。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年5月 14 日法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。なお、応募書類は返却しません。

※ 申請書および提案書には、予算額内で実現が確約される事項のみ記載ください。なお、採択後であっても、申請者の都合により提案書に記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択取消しとなることがあります。

3-3. 応募書類の提出先

応募書類は、郵送及び電子メールにて提出ください。

- ※ 社名・個人名が記載されている応募書類、社名・個人名を除いた応募種類の2種類をご提出ください。
- ※ 郵送の際には、社名・個人名が記載されている応募書類を4部、社名・個人名を除いた応募書類を4部ご提出ください。
- ※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。
- ※ 締切りを過ぎての提出は受け付けません。期限に余裕をもってご提出ください。
- ※ 資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等を熟読の上、ご提出ください。

〈郵送先〉

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁国際観光課「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業(補助金)」担当あて

〈電子メール宛先〉

「hqt-premium-tour@gxb.mlit.go.jp」あて

- ※ 件名は「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業(補助金)事務局応募」としてください。
- ※ データ容量が 10MB を超える場合は、上記メールアドレス宛に事前に連絡ください。

【4. 審査・採択】

4-1. 審査方法

審査は、応募書類に加えて、外部有識者を含む審査委員会において評価を行うため、申請者には審査委員会においてプレゼンテーションをしていただきます。審査委員会の開催については、申請書に記載の連絡担当窓口宛てに連絡します。

また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

4-2. 審査基準

次の項目を審査基準とします。

- ①業務の目的・内容について十分に理解しているか。
- ②提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
- ③提案内容が具体性、妥当性を伴っているか。
- ④作業工程や体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

4-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、観光庁ウェブサイトで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【5. 実施体制の把握】

事業の実施体制を確認するため、交付申請時及び事業完了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託・外注している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み 100 万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容（業務の範囲）を記述した実施体制資料を添付してください。当該資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。第三者の委託・外注先から更に委託・外注をしている場合（税込み 100 万円以上の取引に限る。）も、上記同様に、実施体制資料に記述してください。

その他、補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認します。

なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について観光庁との調整を経て決定することとします。

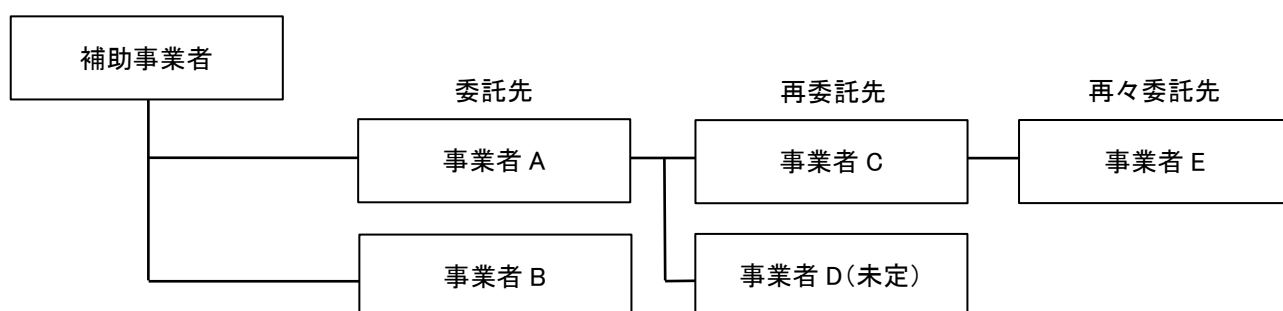
＜実施体制資料の記載例＞

実施体制は原則、下記のように整理表で提示するとともに、実施体制図も併せて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容が分かる資料であれば、様式は問いません。

実施体制（税込み 100 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	契約金額（税込み）	契約内容（業務の範囲）
事業者 A	委託先	※円単位で記載	※できる限り詳細に記載
事業者 B	外注先	〃	〃
事業者 C	再委託先（事業者 A の委託先）	〃	〃
事業者 D	再委託先（事業者 A の委託先）	〃	〃
事業者 E	再々委託先（事業者 C の委託先）	〃	〃

実施体制図



【6. 交付決定】

採択された申請者が、国土交通大臣に補助金交付申請書を提出し、それに対して国土交通大臣が交付決定をしその旨を通知した後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、締結した契約等に係る経費については、補助金の交付対象とはなりません）。なお、採択決定後から交付決定までの間に、観光庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、応募資格を満たさなくなった場合や提案書の記載内容に虚偽等の存在が発覚した等の場合等には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

【7. 補助金の支払】

7-1. 支払時期

補助金の支払は、基本、事業完了後の精算払となります。

- ※ 交付決定後、事業完了前の支払（概算払）を希望する場合は、財務省との協議が必要となりますのでご注意ください。

7-2. 補助金の額の確定方法

事業完了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、補助金の額を確定します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注先及び再委託先、再外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

補助金の額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容について厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【8. その他注意点】

- ① 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ② 補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者（執行団体等）の責任及び負担により実施することになります。

- ③ 間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税の除外については、「2-4. 補助対象経費からの消費税額の除外」の記載と同様に行ってください。
- ④ 補助事業を遂行するに当たっては、関係法令を遵守してください。
- ⑤ 事務局として間接補助事業者の公募等を別途ウェブサイトを設置して行う場合、「go.jp」のドメインの取得を依頼する場合があります。なお、上記ドメインの取得以外に、本事務を行う際は、令和5年7月4日改定の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン）」に準じ、情報セキュリティ対策を講じてください。
- ⑥ 本業務で制作された成果品の著作権・所有権は観光庁に帰属することといたします。本業務で収集・制作する画像・映像については、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう権利処理を適切に行ってください。特定された提案に係る企画内容については、観光庁以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降も継続して利用する、あるいは今後実施する他の事業において使用場合があります。
- ⑦ 「観光再始動事業（補助金）」及び「観光再始動事業における調査事業」、「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業（補助金）」及び「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業における調査業務」の受託事業者より事業の実施内容や成果、自走状況確認のための各採択事業者連絡先等につき、引継ぎを受けることとします。

【9. 問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁国際観光課「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業（補助金）」担当

E-mail: hqt-premium-tour@gxb.mlit.go.jp

電 話: 03-5253-8923

(10:00~18:00/土休日及び年末年始を除く)

※ 本公募要領をよく確認の上で、不明な点があればお問い合わせください。

電子メールの場合、件名は必ず「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業（補助金）事務局応募」としてください。他の件名では回答できない場合があります。

(様式)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業（補助金）」に係る
補助事業者（執行団体）公募 申請書

申請者	法人番号（＊）	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号を記載してください。
法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要です。

1. 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）
1－1. 補助事業の実施方法
* 募集要領の「1－3. 事業内容」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
1－2. 補助事業の効果
* 本事業を実施した場合、期待される効果を記載してください。
1－3. 実施体制
* 実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容を記載してください。 * 外注、委託等を予定しているのであればその内容を記載してください。
2. 申請者概要
2－1. 申請者の営む主な事業
別添、会社概要（パンフレット）のとおり * 会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。
2－2. 申請者の財務状況
別添、財務諸表のとおり * 特記事項等がある場合には併せて記載してください。
2－3. 事業実績
類似事業の実績を記載してください。 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨） ・ 観光庁の事業に関して、情報漏洩等の不適切な事案発生の有無（有の場合はその概要及びその際に講じた再発防止のための体制・対策等）

3. 補助金見込額等

* 公募申請時点での見込みを記載してください。

(採択後、観光庁と調整した上で決定することとなります。)

○積算内訳

(単位：千円)

経費区分及び内訳	補助対象経費	補助金申請額
I. 直接経費	1,710,000	1,710,000
II. 事務経費	●●●	●●●
労務費	○○○	○○○
普及関連費	○○○	○○○
外注費	○○○	○○○
○○○	○○○	○○○
○○○	○○○	○○○
※募集要領の「2-4. 補助対象経費からの消費税額の除外」のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。		
合計（見込額）	●●●	●●●

※補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

○資金計画

補助事業に要する経費 ●●●千円

うち補助金充当（予定）額 ●●●千円

（精算払までの期間は、自己資金で支弁予定

or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有）

金融機関等からの借入れ（予定）額 0円

（借入条件：補助事業取得財産の担保予定の有無 無し）

自己資金充当額 0円

収入金 0円

（該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載してください）